

第 1 6 7 7 回島根県教育委員会会議 会議録

日時 令和 8 年 6 月 1 日

自 13時30分

至 14時40分

場所 教育委員室

I 議題の件名及び審議の結果

－公 開－

(報告事項)

第14号 令和9年度（令和8年度実施）島根県公立学校教員採用候補者
「一般選考試験」（第1次試験）の結果について
（学校企画課）

第15号 令和9年度（令和8年度実施）島根県公立学校教員採用候補者
「特別選考試験」の結果について（学校企画課）

第16号 令和9年度島根県市町村立小・中学校等校長・教頭・主幹教諭
採用・昇任候補者選考試験（令和8年度実施）について
（学校企画課）

第17号 重要伝統的建造物群保存地区の選定について（文化財課）

—————以上原案のとおり了承

－非公開－

(議決事項)

第4号 令和9年度使用教科用図書採択に向けた今後の進め方について
（学校教育課・特別支援教育課）

—————以上原案のとおり議決

(報告事項)

第18号 令和8年度6月補正予算案（6月9日上程分）の概要について
（総務課）

—————以上原案のとおり了承

II 出席者及び欠席者

1 出席者【全議題出席】

井手教育長 生越委員 黒川委員 植田委員 福島委員

2 欠席者

高島委員

3 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

京谷副教育長	全議題	
伊藤教育監	全議題	
野々内教育次長	全議題	
神谷教育次長	公開議題	
幸村教育次長	公開議題	
村上参事	公開議題	
梅木教育センター所長	公開議題	
瀧総務課長	全議題	
和田教育施設課長	公開議題	報告第18号
竹崎学校企画課長	公開議題	
和田学校企画課管理監	公開議題	
大庭県立学校改革推進室長	公開議題	報告第18号
松浦働き方改革推進室長	公開議題	
登城学校教育課長	全議題	
椿義務教育推進室長	公開議題	議決第4号
伊藤幼児教育推進室長	公開議題	
安食子ども安全支援室長	公開議題	
石井教育連携推進課長	公開議題	
清水教育DX推進室長	公開議題	報告第18号
八束特別支援教育課長	公開議題	議決第4号
米原保健体育課長	公開議題	
横地社会教育課長	公開議題	
勝部人権同和教育課長	公開議題	
池淵文化財課長	公開議題	
山本世界遺産室長	公開議題	
原田古代文化センター長	公開議題	
安部福利課長	公開議題	

4 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

樋口総務課課長代理	全議題
奥村総務課課長補佐（人事法令）	全議題
昌子総務課主任主事	全議題

Ⅲ 審議、討論の内容

井手教育長 開会宣言 13 時 30 分

公 開	議決事項	0 件
	承認事項	0 件
	協議事項	0 件
	報告事項	4 件
	その他事項	0 件
非公開	議決事項	1 件
	承認事項	0 件
	協議事項	0 件
	報告事項	1 件
	その他事項	0 件
署名委員	黒川 委員	

— 公 開 —

報告第 14 号 令和 9 年度（令和 8 年度実施）島根県公立学校教員採用候補者「一般選考試験」（第 1 次試験）の結果について（学校企画課）

○竹崎学校企画課長 （資料を一括説明）

○植田委員 受験者数と合格者数があまり変わらない。特に小学校では、ほとんどの方が合格されている。こうなると 1 次試験の意義があまりなさそうで、全員 2 次試験で面接してもいい感じがする。

中学校は四十数名が 1 次試験で不合格だったが、特別支援学校は 34 名が受験をして 34 名合格となっている。教員不足で痛しかゆしという思いは分かるのだが、1 次試験の合格の考え方の説明をお願いする。

○竹崎学校企画課長 1 次試験については、教職教養試験と専門教養試験と論述試験の筆記試験を行っている。ただし、昨年度 2 次試験まで進んだ者については、1 次試験の教職教養試験と専門教養試験を免除して論述試験のみとしている。ある程度、専門教養、教職教養の知識のある者については、論述試験のみ課して 2 次試験に進める制度としている。

委員が御指摘のとおり教員不足ということで、採用予定者数を非常に増やしており、過去最大規模の採用数である。374 名の採用予定というのは、昭和から平成にかけての大量採用時代に 500 名ぐらい採用した時があったが、その時以降では最大規模の採用予定者数としている。そうすると、今の受験者数から見ると、この結果のとおり、ほとんどが 2 次試験に進むということに結果的になっている。

1 次試験の意義については、特に中学校、高校は教科別に授業を行っているので、最低限の教科の専門知識は持っていないと授業ができないということもある。

それから、小学校、特別支援学校についても教職教養ということで、教育心理や教育の法規など、教員をやっていく上で子どもたちの特性を知ったり、どういう気持ちで教育に当たるかといった最低限の知識を持っていることが必要なので、1 次の筆記試験をやる意義があると認識している。全国で筆記試験を全てなくしたという県は聞いていない。全国どこも筆記試験を行っている。

加えて既に報道されているが、来年度からは全国の 1 次試験の共同実施ということで、そこに島根県も手を挙げている。これからどのように進めていくのか協議をするが、全部で 50 を超える自治体がそこに参加して共同で実施する。全国的にも教員になるためには最低限の知識が必要であり、1 次試験を行うと認識している。

ただ一方で、今の教育の在り方は昔と異なっている。昔は教員にも教える側の知識など非常に重視されていて、いわゆるティーチングという一斉授業を行っていた。今も一斉授業なのだが、昔は、講義型の授業が主流だったので非常に知識は重視された。昨今は変化の激しい時代で、子どもたちもいろいろな力をつけないといけないということで、どちらかというとティーチングというよりはコーチングといって、どうやって子どもたちの学ぶ意欲に火をつけていくのかを重視されているというところもある。ある程度1次試験は多くの人を通して、人物重視試験の面接でしっかりと選考していくと県としては考えている。おそらく全国的にもその流れで教員採用試験を行っていると思っている。最低限の知識を問いつつも、人物重視の2次試験の面接重視で採用試験を行っていきたいと考えている。

○植田委員 分かった。人物重視という点は確かに大事だと私も思っている。

お話の中で聞きたいと思ったのが、全国で今、教員採用試験を統一して行うということで50を超えるの自治体に参加するということだが、島根県は参加されることに決定がなされたということよろしいか。

○竹崎学校企画課長 全国でどこの自治体に参加するのか手挙げなのだが、島根県は今申し上げたとおりの参加を表明している。

共同実施の方法としては、大学入試の共通テストのように同じ日に一斉に同じ試験をやる統一試験のやり方があるが、そのやり方ではなく、いくつか日程を設ける形。今は、各都道府県が個々に作っているのだが、その共通の問題を利用し、各都道府県で改編が可能ということなので、そのやり方を文部科学省の声かけで今進めている。なので、試験日程も大学共通テストのように、固定で決まるということではなく、その共通の問題を利用させてもらうというやり方で、それで今協議が進んでいるということである。まだ詳細は決まきれていないが御質問にお答えすると、島根県はその協議に参加して、共同実施に加わるという方向で進めている。

○植田委員 それでは追々この教育委員会の会議で、それが議題で出されるということよろしいか。

○竹崎学校企画課長 はい。それについては、今参加自治体が50を超えているが、そこで協議を進めているので、また来年度の採用試験を計画する段においては報告をさせていただきたい。

———原案のとおり了承

報告第 15 号 令和 9 年度（令和 8 年度実施）島根県公立学校教員採用候補者「特別選考試験」の結果について（学校企画課）

○竹崎学校企画課長 （資料を一括説明）

質問意見なし

———原案のとおり了承

報告第 16 号 令和 9 年度島根県市町村立小・中学校等校長・教頭・主幹教諭採用・昇任候補者選考試験（令和 8 年度実施）について（学校企画課）

○和田学校企画課管理監 （資料を一括説明）

○生越委員 この試験の要項については、いつごろ先生方にお知らせをされるのか。

○和田学校企画課管理監 要項は 6 月 4 日に、こちらから発送予定としている。

○福島委員 6 ページの選考上の特例の(2)の①の最後の、教職員間の連絡調整及び他の教職員に対する指導・助言を担う校務というのはどういったものが想定されているのか、教えていただきたい。

○和田学校企画課管理監 その前に書いてある主任として掲げている教務主任、学年主任、研究主任、生徒指導主事等はもちろん含まれるが、主任という名がついていない方であっても、場合によっては大規模校等で主任は基本的に 1 名が該当になるので、例えば副主任とか、あるいは主任という名前はついていないが、実質的にそういう役を担っている方々を全て含むと考えている。

○福島委員 そうだとすれば、要項を見たときに自分が受験対象かどうかということは判断ができるものなのか。

○和田学校企画課管理監 はい。それは御自身で判断をしていただけるものと思っているが、主任ではないからと謙虚な方もおられるかもしれない。そういったときには管理職等から積極的に声をかけていただいて、あなたは対象となるから受験したらどうかと勧めていただけるよう、お願いをしているところである。

○福島委員 分かった。

もう 1 点教えていただきたい。この受験資格の中に、それぞれ校長・教頭と島根県教育委員会が適任と認めた者というのがあるが、具体的にはどういった方が対象となるのか。

○和田学校企画課管理監 基本的には、「島根県教育委員会が適任と認めた者」以外のところで、ほぼ 100%に近い数の方々が資格としては認められると思うが、例えば国等に派

遣をされていて、どの職に当たるのかはつきりわからないような勤務をされている、あるいは、教員籍ではあるが教育機関等に勤務していないケース等が想定された場合に、この部分で読んで、適任であれば受験していただけるということを想定している。

○福島委員 教員けれども教育機関等ではないというのが、ちょっとイメージができない。例えばどういった場所なのか。

○和田学校企画課管理監 具体的にこういった場所があるというところを今言えないが、この要項の中には教育機関等と書いてあるので、そうではないところに勤務されるようなことが仮にあった場合に困らないということで作ってある制度である。

○福島委員 分かった。

○植田委員 7ページの教頭の対象者のところで、市町村立学校養護教諭、栄養教諭、そして事務職員という欄がある。これは昔からあったが、例えば教頭職や校長職で、こういった方々は今何名ぐらいいらっしゃるか。

○和田学校企画課管理監 市町村立学校で、養護教諭で教頭になっておられる方が今1名おられる。事務職員は2名、栄養教諭はいない。校長はおられない。

○植田委員 自分がこういう同じ立場に立った時、確か同期に養護教諭がおられて、これからこういう方が増えるといいと思っていたので、それからだいぶ増えただろうかと思って聞いた。

———原案のとおり了承

報告第17号 重要伝統的建造物群保存地区の選定について（文化財課）

○池淵文化財課長 （資料を一括説明）

質問意見なし

———原案のとおり了承

井手教育長 閉会宣言 14時40分